

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター

令和4年度に係る業務の実績に関する評価結果

令和5年8月

岡山県

## 目 次

1 評価対象法人の概要	1
2 評価の実施根拠法	1
3 評価の対象	1
4 評価の趣旨及び評価者	1
5 評価方法の概要	2
(1) 評価基準	2
(2) 評価の手法	2
6 評価結果	2
(1) 総合的な評定	2
(2) 中期計画の各項目ごとの評定	3
III 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上	3
IV 業務運営の改善及び効率化	3
V 財務内容の改善	4
VI その他業務運営に関する重要事項	4
(3) 評価結果等の業務運営への活用状況	5
(4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する 勧告等	5

# 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの令和4年度に係る業務の実績に関する評価結果

## 1 評価対象法人の概要

- (1) 法人名等 岡山市北区鹿田本町3番16号 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 理事長 中島 豊爾
- (2) 設立年月日 平成19年4月1日
- (3) 設立団体 岡山県
- (4) 資本金の額 1,202,336,883円
- (5) 中期目標の期間 令和4年度から令和8年度（第4期）
- (6) 目的及び業務

### ア 目的

精神障害者の医療、保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行うことを目的とする。

### イ 業務

- (ア)精神科及び神経科に関する医療を提供すること。
- (イ)精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究を行うこと。
- (ウ)精神科及び神経科に関する医療技術者の研修を行うこと。
- (エ)前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 2 評価の実施根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条

## 3 評価の対象

令和4年度における地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの第4期中期計画（令和4年度から令和8年度）の進捗状況

## 4 評価の趣旨及び評価者

### (1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「岡山県精神科医療センター」という。）が、岡山県内の精神科医療の中核病院として、他の医療機関の模範となるような業務運営が行えるよう、業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保等について自主的、継続的な見直し及び改善を促すことを目的に、業務の実績評価を行う。

### (2) 評価者

## 知事

### 5 評価方法の概要

#### (1) 評価基準

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準

#### (2) 評価の手法

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの自己評価の結果を活用する間接評価方式

### 6 評価結果

#### (1) 総合的な評定

知事は、岡山県精神科医療センターが地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準により自己評価し提出した「令和4年度に係る業務の実績に関する報告書」を適正な評価と認め、次のとおり評定した。

岡山県精神科医療センターは、「人としての尊厳を第一に安全・安心の医療をめざす」ことを理念とし、「人権を尊重し、利用者の方々の視点に立った良質な医療の提供」、「地域や関係機関との連携をすすめ、患者の社会参加への積極的支援」、「快適な治療環境の提供」、「精神科医療水準の向上」、「公的病院の責務を果たし、健全で透明性の高い病院運営」に努めることとしている。

令和4年度においても、職員が一丸となって機動的・戦略的な運営が行われていると認められる。

特に、精神科救急医療において、24時間365日の救急対応を実施し、県内で中心的な役割を担っているほか、医療従事者の手厚い配置が必要である児童・思春期精神科医療、高い専門性が求められるアルコール・薬物・ギャンブル等依存症医療、公的病院が設置することとされる司法精神入院棟の運営など、民間では複雑で対応困難な分野においても、地方独立行政法人として、公的な役割を担い、全体としての精神科医療向上に資するよう取り組みながらも、高い水準での財務内容の健全性を維持していることを積極的に評価するものである。

また、精神科病院では県内唯一の協力型医療機関として、COVID-19陽性患者105名の入院受入れを行った。また、岡山県新型コロナウイルス感染症対応者会議や岡山市新型コロナウイルス感染症連絡会議に出席するなど、岡山県新型コロナウイルス感染症クラスター対策班への協力を行った。

さらには、入院治療中心の精神科医療から地域生活中心の精神科医療への取組を一層強化するため、外来通院、訪問看護、リハビリテーション等の在宅支援サービスを充実させた。

最小項目別評価の結果をみると、令和4年度中の計画に掲げられた38項目中、評点4（年度計画を十分に達成）が38項目と、すべてが評点4であるという高い水準である。

以上、全体として、岡山県精神科医療センターが地方独立行政法人のメリットを生かし、前年度に引き続き、様々な改革を着実に実行に移している状況が十分見受けられたことから、令和4年度の業務の実績における第4期中期計画の進捗は、優れて順調と評定する。

なお、岡山県精神科医療センターは地方独立行政法人として公的な使命を有しており、県内精神科医療の中核病院としての役割を果たし、医療の質の向上を図りつつ、引き続き、県民のニーズを十分に考慮した運営が行われることを望む。

## (2) 中期計画の各項目ごとの評定

### III 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上

#### ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

#### イ 理由

職員が一丸となって地方独立行政法人のメリットを生かしながら様々な改革を継続し、良質で高度な精神科医療の獲得とその実施、及び関係機関と連携した県全域での困難事例等への対応等において、着実な取組と期待以上の成果が見受けられる。

#### ウ 評価した項目

- ① 項目数 30項目
- ② 特筆すべき項目

- ・他機関と連携した国等の研究事業への参加や多くのモデル事業を受託することで、精神科医療における診断・治療法等、質の高い医療提供に努めるとともに、各種研修会の開催や実習生の受け入れ等により県内精神科医療の向上を図った。
- ・県民がいつでも緊急診察を受けられるよう、「決して断らない病院」として、24時間365日の精神科救急患者の受け入れを行い、前年度並みの休日・夜間の患者受け入れを行った。
- ・精神科病院では県内唯一の協力型医療機関として、COVID-19陽性患者105名の入院受け入れを行った。また、岡山県新型コロナウイルス感染症対応者会議や岡山市新型コロナウイルス感染症連絡会議に出席するなど、岡山県新型コロナウイルス感染症クラスター対策班への協力を行った。
- ・通院に関する自立支援医療の手続き援助や、日常生活を支援するための福祉サービス導入支援、支援機関の円滑な連携のマネジメント、治療中断者の声掛けや自宅訪問、患者の自己実現に向けた就労継続支援、訪問看護の導入とスムーズな受け入れ支援等を実施した。

### IV 業務運営の改善及び効率化

#### ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

#### イ 理由

医療の質の向上を図りながら、各種制度変化への迅速な対応と業務運営の不断の見直しを実施することで、効率的な業務運営を推進した。

#### ウ 評価した項目

- ① 項目数 1項目
- ② 特筆すべき項目

- ・週に1回の経営会議にて、病床稼働数による日次収支の状況等、自院の様々な数値データを幹部職員で共有し、院内の課題、業務改善に積極的に取り組んだ。

## V 財務内容の改善

### ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

### イ 理由

経常収支比率等の経営管理指標が良好な水準にあり、県内の精神科医療の中核病院としての役割を果たしつつ、財務内容の健全性を維持した。

### ウ 評価した項目

① 項目数 2項目

② 特筆すべき項目

- ・全国の自治体精神科病院と比べ、極めて高い水準での経営状況を維持した。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収支比率（経常収益／経常費用）	109.4%	114.5%	109.1%
医業収支比率（医業収益／医業費用）	94.5%	97.0%	96.4%
人件費比率（総人件費／医業収益）	77.5%	75.9%	75.4%

## VI その他業務運営に関する重要事項

### ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

### イ 理由

ワークライフバランスに配慮し、労働環境の向上を図るなど、職員の心身の健康面に配慮した働きやすい職場環境づくりを推進した。

また、職員のモチベーションを高め、人材育成や業務効率の向上等につなげるため、評価者研修や被評価者研修を行った。

### ウ 評価した項目

① 項目数 5項目

② 特筆すべき項目

- ・精神科電子カルテに特化したAI搭載の「データ分析ソリューション」を導入し、電子カルテの内容を可視化することで診療業務に活用した。
- ・適正な就労環境の整備のため、岡山県医療勤務環境改善センター等各団体が行う研修に参加し、情報収集を行うとともに院内での協議を実施した。

(3) 評価結果等の業務運営への活用状況

精神科救急医療において県内で中心的な役割を担っているほか、医療従事者の手厚い配置が必要である児童・思春期精神科医療、高い専門性が求められる依存症医療、公的病院が設置することとされる司法精神入院棟の運営など、地方独立行政法人として公的な使命を果たしつつ、医療の質の向上に努めた。

(4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する勧告等

該当なし